

精電舎電子工業株式会社

女性活躍促進行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくること
によって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにし、ひいては女性の就業継続
を促進するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1 育児休業取得者の促進

<対策>

令和4年4月～

改正育児・介護休業法に則したものに、育児・介護休業規程
を改定。社員周知。

令和4年10月～

育児休業取得者の促進。

- ・ 産前産後休業、育児休業の制度内容を、パンフレット、
動画等で社員周知。
- ・ 社員の子の出生を確認した都度、通常の事務手続きに加
えて、男性の育児休業制度の案内を実施。

以後1年毎に育児休業取得者の総括を行い、産前産後休業、
育児休業の制度の案内を定期的実施する。

目標2 令和9年3月31日までに、年間平均所定外労働時間45時間以上の社員 を無くす。

<対策>

令和4年4月～

ノー残業デーの徹底。

令和4年4月～

長時間勤務改善策の実行。

改善策例として

- ・ 管理者の労働時間法制理解向上のための活動
- ・ 協定時間外申告制度の運用強化による時間外抑制・改
善
- ・ 管理者が時間外実績をタイムリーに把握し、直ぐに対
策を打てる仕組みの構築
- ・ 年次有給休暇取得促進
- ・ 生産性向上のためのスキルアップ機会の確保

等

以後1年毎に実行した改善策の検証を行い、新たな改善策を
検討、実行する。